—10月1日知立市環境美化推進条例施行—

ごみの散乱のないきれいなまちへ

10月1日から、市民・事業者等・市が一体となって良好な生活環境を阻害するポイ捨てによる空き缶等の散乱やペットのふん害を防止する条例が施行されます。ポイ捨てや不法投棄をなくし、きれいなまちにするため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

知立市環境美化推進条例についての詳細は市ホームページをご覧ください。

▶**問合せ**　環境課　ごみ減量係（内線217）

■■ 犬を飼うときはマナーを守りましょう ■■

～犬の飼い主の皆さんへ「あなたは大丈夫ですか？」～

家の付近や公共的な場所での犬のフン害に困っているという苦情が寄せられています。飼い犬のフンを持ち帰ることは、飼い主としての最低限のマナーですので、マナーを守って、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。

市では、10月から犬のフンの放置に罰則規定を設け、クリーンなまちを目指します。

※フンの始末の仕方は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

▶**問合せ**　環境課　環境保全係（内線216）

■「犬のフン害防止プレート」を配付しています

市では、犬のフン害防止の為の啓発用看板を無料配付しています。個人設置用（縦15cm×横30cm）と、自治会や町内会等団体での設置用（縦42cm×横32cm）の2種類があります。

個人設置用

団体設置用

▶**手続き**

【個人設置用】「犬のフン害マナープレート交付申請書」を環境課へ提出してください。（1人1枚まで無料）

【団体での設置用】「犬の看板交付申請書」を環境課へ提出してください。（無料）

※各申請書は環境課で配布しています。

○団体での設置の注意事項

保有数の関係上、申請される場合は配付枚数を事前にご連絡ください。また、設置場所の土地所有者の承諾を得た上で、自治会や町内会長名で申請してください。

■飼い犬の手続きを忘れていませんか？

飼い犬が死亡したときは、狂犬病予防法により30日以内の届出が必要です。また、犬の登録事項に変更があった場合（飼い主の住所・氏名の変更、犬の所在地の変更等）も、速やかに届出をしてください。

※届出書は環境課にあります。

犬・ねこの引取りは有料です（市役所では引取りを行いません）

県では、平成23年4月1日から、所有者からの犬・猫の引取りが有料になりました。また、引取りは、やむを得ない理由が認められる場合に限ります。**（市役所では引取りを行いません。）**

※引取りについては、所有者（不明の場合は敷地管理者）が動物保護管理センターへ直接ご相談ください。

※公共施設等に捨てると、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

▶手数料（現金徴収）

○成犬・成猫（生後91日以上）1匹または1頭2,500円　　○子犬・子猫（生後90日以内）1匹または1頭500円

▶問合せ　県動物保護管理センター（☎0565-58-2323・豊田市穂積町新屋73-3）